

NOSAI 茨西女性の会規約

(目的)

第1条 地域農村の中で重要な役割を担っている女性の活躍の輪を広げ、慣行にと
られない地域活動を積極的に進めることにより、農業の活性化と農業保険制度
の理解を深めることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、NOSAI 茨西女性の会(以下「女性の会」という。

所在地は、茨城県結城郡八千代町大字松本500番地、茨城県西農業共済組合
に置く。

(会員資格)

第3条 この女性の会は、茨城県西農業共済組合の組合加入者及びその家族の女性
とする。

(会員及び構成)

第4条 会員は、前条の資格を有する者で申込により会員となり、その者をもって女性の
会を構成する。

(活動)

第5条 この女性の会は、第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 女性の会相互の親睦と連絡に関する事。
2. 女性の共済意識の高揚とNOSAI 事業に関する事。
3. ゆとりある農家生活の確保と農業経営に関する事。
4. その他目的達成に必要な事。

(役員)

第6条 この女性の会に役員を置く。

役員は、次の各地域からの代表者とし、代表者は支部長および副支部長とする。

筑西市下館、筑西市明野、筑西市関城、筑西市協和、桜川市真壁、
桜川市大和、下妻市下妻、下妻市千代川、結城市、八千代町、
常総市水海道、常総市石下、古河市古河、古河市総和、古河市三和、
五霞町、境町、坂東市猿島、坂東市岩井

(任期)

第7条 役員任期は3年とし再任を妨げない。

(会長、副会長)

第8条 この女性の会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員の中から会長1名、副会長1名、監事2名を互選する。

3 会長は、この女性の会を代表し事業活動を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

(総会)

第9条 この女性の会は、毎年1回、総会を開き、活動計画の設定、活動報告、その他必要な協議を行う。

- 2 第1項においてやむを得ない理由で総会が開催できない場合は、役員に一任することができる。

(事業年度)

第10条 この女性の会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 この女性の会の事務局は会長宅に置く。

(経費および会計管理)

第12条 この女性の会の経費は、助成金、その他の収入をもってこれにあてることとし、会計管理は会長、副会長が行う。また、監事2名は年度末または必要に応じて会計を監査する。

(顧問)

第13条 この女性の会に顧問を置くことができる。

(附則)

1. この規約は平成 17 年 9 月 7 日から施行する。
2. この規約の改正は、総会において出席した会員の過半数によって定める。
3. この規約は平成 18 年 6 月 4 日から施行する。
4. この規約は平成 21 年 4 月 10 日から施行する。
5. この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規約は平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
7. この規約は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
8. この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。